

北海道根室振興局告示第39号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、ほっけ固定式刺し網漁業(北方四島周辺海域)について、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数等に関する制限措置を次のとおり定めた。

令和4年8月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備 考																
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格																		
ほっけ固定式刺し網漁業	<p>操業海域の外側の線は、「日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」(以下「協定」という。)付表にいう第6点、第7点、第8点、第9点、第10点、第11点、第12点及び第13点を順次結ぶ測地線に沿って引かれる。</p> <p>操業海域の南側の線は、協定付表にいう第6点から北緯43度47分00秒の緯度線に沿って東に向かい、同緯度線が国後島のオホーツク海沿岸の低潮線より3海里離れた線と交わる点まで引かれる。</p> <p>操業海域の内側の線は、国後島及び択捉島のオホーツク海沿岸低潮線より3海里離れた線に沿って引かれ、協定付表にいう第12点及び第13点を結ぶ測地線と交わる点までとする。</p> <p>ただし、 ア 国後水道においては、3海里は、国後島の安渡移矢岬と択捉島のベルタルベ岬を結ぶ測地線から測られる。 イ 択捉島においては、3海里は、ベルタルベ岬とクンネウエンシリ鼻の間の低潮線から測られ、その後は、クンネウエンシリ鼻、萌消島、カバラ岬、ポロノツ鼻を順次に結んだ測地線から測られ、その後は再び択捉島の低潮線から測られる。</p> <p><<点の位置>> (世界測地系)</p> <table border="1"> <tr><td>第6点</td><td>北緯43度47分00秒東経145度15分00秒</td></tr> <tr><td>第7点</td><td>北緯44度00分00秒東経145度23分02秒</td></tr> <tr><td>第8点</td><td>北緯44度04分00秒東経145度28分30秒</td></tr> <tr><td>第9点</td><td>北緯44度41分00秒東経146度01分00秒</td></tr> <tr><td>第10点</td><td>北緯44度37分00秒東経146度25分00秒</td></tr> <tr><td>第11点</td><td>北緯44度40分00秒東経146度41分00秒</td></tr> <tr><td>第12点</td><td>北緯44度49分00秒東経146度49分00秒</td></tr> <tr><td>第13点</td><td>北緯44度50分00秒東経147度06分00秒</td></tr> </table>	第6点	北緯43度47分00秒東経145度15分00秒	第7点	北緯44度00分00秒東経145度23分02秒	第8点	北緯44度04分00秒東経145度28分30秒	第9点	北緯44度41分00秒東経146度01分00秒	第10点	北緯44度37分00秒東経146度25分00秒	第11点	北緯44度40分00秒東経146度41分00秒	第12点	北緯44度49分00秒東経146度49分00秒	第13点	北緯44度50分00秒東経147度06分00秒	協定第2条第1項の了解覚書に定められた期間である9月16日から12月31日まで	了解覚書に定められた隻数20隻	20トン未満	<p>ア 根室振興局管内に住所を有する者</p> <p>イ 了解覚書第4項の操業指示書及び操業確認書の交付を受ける予定の者</p>	令和4年8月1日から令和4年8月31日まで	<p>1. 許可の有効期間は、令和4年9月16日から令和5年9月15日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、令和4年9月16日から令和5年3月15日までとする。</p> <p>3. 申請書の提出先は、根室振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)了解覚書及び「協定第一条に規定する水域における日本国の漁船による海洋生物資源についての操業の手続きに関する指針」で示された事項に関しては、これを遵守しなければならない。 (2)(一社)北海道水産会から交付された指示書等により設定を受けた操業対象物ごとの漁獲量を超えて当該操業対象物の採捕をしてはならない。また、操業対象物のうちいずれか一つの漁獲の総量が指示書等により設定を受けた漁獲量に達した場合、他の操業対象物の採捕をしてはならない。 (3)船橋楼の側面の外側は全てオレンジ色(マンセル記号2.5 YR⁶/14)の塗料によって塗装されていなければならない。 (4)操業中は、操業海域以外の区域に立ち入ってはならない。 ただし、暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により立入る場合は、この限りではない。この場合にあつては、あらかじめ根室振興局長に報告しなければならない。 (5)使用する漁具は、73ミリメートル以上84ミリメートル以下の網目のものでなければならない。 (6)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き羅臼港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、羅臼港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合には、その都度、根室振興局長に報告しなければならない。 (7)使用する船舶は、漁業時期の間、次の設備を備え付けなければならない。 ア 衛星船位測定送信機(FELCOM19)(以下「VMS」という。) イ 全地球測位システム受信機 (8)操業にあたっては、出港時から入港時までの間、VMSを常時作動させなければならない。 (9)VMSの設置にあたって船長は、漁業監督吏員により搭載状況及び正常に機能することの確認を受け、配線等への封印を受けなければならない。なお、封印後は漁業監督吏員からの指示があった場合を除き、封印を解いてはならない。 (10)搭載状況等を確認し配線への封印を受けた後、配線の変更などVMSの正常な機能を妨げる行為を行ってはならない。 (11)VMSの正常な機能が停止した場合、船長はこの旨を知事に報告しなければならない。この場合又は知事からVMSが正常な機能を停止している旨の連絡を受けた場合であつて、機能が回復されない時は操業を中止しなければならない。また、VMSの機能が回復しないで帰港した場合には、漁業監督吏員が機能の回復を確認するまでの間は、出港してはならない。 (12)操業にあたっては、出港時から入港時までの間、全地球測位システムを使用して、自船の船舶位置を20分以内間隔毎に記録するとともに、その記録を次回出港時まで保持しなければならない。なお、根室振興局長が記録を保持する期間を定め、別に指示した場合は、その期間内は記録を保持しなければならない。 (13)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
第6点	北緯43度47分00秒東経145度15分00秒																						
第7点	北緯44度00分00秒東経145度23分02秒																						
第8点	北緯44度04分00秒東経145度28分30秒																						
第9点	北緯44度41分00秒東経146度01分00秒																						
第10点	北緯44度37分00秒東経146度25分00秒																						
第11点	北緯44度40分00秒東経146度41分00秒																						
第12点	北緯44度49分00秒東経146度49分00秒																						
第13点	北緯44度50分00秒東経147度06分00秒																						